

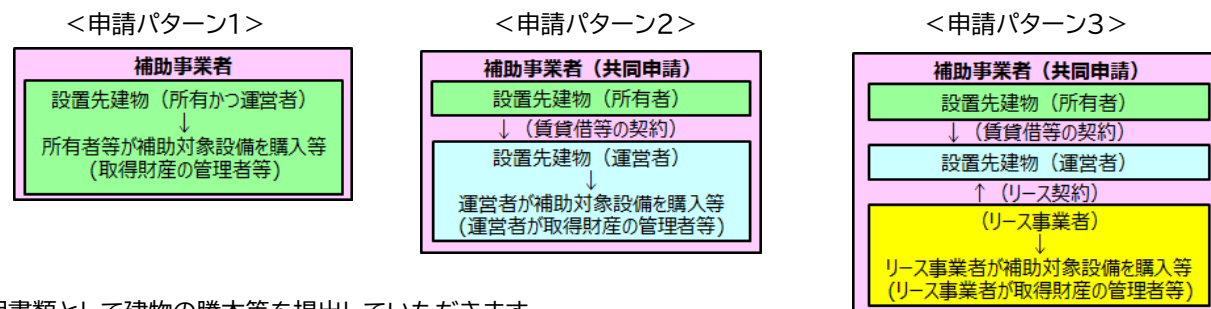
令和8年度 追加公募における主な改正の方向性

1. 「設置先建物を所有かつ自ら運営していること」が申請者(共同申請者)の条件でしたが、設置先建物の所有者と運営者が異なる場合(賃貸の場合)でも共同申請が可能となります。

※賃貸の場合、設置先建物の所有者、運営者による共同申請(リースの場合は、リース事業者を含めた共同申請)となります。

なお、補助対象設備の所有者が、設置先建物の所有者、運営者と異なる場合には、補助対象設備の所有者を含んだ共同申請を行っていただきます。

(設置先建物の所有者ではなく運営者が補助対象設備のリース事業者からリースする場合は、最大3事業者による共同申請となります。想定される申請パターンは、以下のとおりです。(このパターンに限定されることはありませんので、事務局(助成事業室 自衛的燃料備蓄補助金担当)へご相談ください。)



※公的避難所以外の場合は、証明書類として建物の謄本等を提出していただきます。

2. 「事業完了日」は、令和9年2月15日となります。

※交付決定時期は11月末頃を予定しております。

※事業完了日が遅延する場合は、事業完了日の14日前までに計画遅延等承認申請書(様式第10)を提出し、承認が必要となりますので、お早めに事務局(助成事業室 自衛的燃料備蓄補助金担当)へご相談ください。(ただし、原則として令和9年3月中旬頃までに事業を完了させていただく必要がございます。)

3. 第4回目の公募は、令和8年度事業となります。

※公募開始時期等は、本年10月上旬から10月末頃までを予定しております。

※「一時避難所となり得るような施設」については、今回の公募の対象となりますので、申請することが可能でございます。

その他にも細かい変更や修正がありますので、実際の申請にあたっては、後日公表される 業務方法書、業務細則、申請の手引き、Q&A をよく読んで申請をお願いします！

[自衛的燃料備蓄補助金ホームページ（外部サイトへ遷移します）](#)